

Leon Duguit, Lecons de droit public general (1926) (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4434

《翻訳》

レオン・デュギー『一般公法講義』（一九二六年）（一）

赤坂 幸一

曾我部 真裕

本翻訳は、レオン・デュギー（一八五九—一九二八）^①が、一九二五年から翌年にかけてエジプト大学の初代法学部長としてエジプトに滞在していた間に同大学で行った講演をまとめたものである。『一般公法講義（*Léçons de droit public général*）』という書名に示されるように、法学方法論に始まり、権利論、主権論（もつとも、デュギー自身は主観的権利や主権という概念を否定するのであるが）、国家論、権力分立論、代表制論、公務員論、違憲審査論など幅広い主題がコンパクトに論じられている。

本書においてデュギーは、「序文」で自ら述べるように、従来の主張に付加して新たな見解を提示するものではなく、この点で、デュギー自身の学説形成史上における本書の重要性がさほど大きなものではないことは確かである。しかし、最晩年期におけるデュギー理論のいわば「完成形」が体系的に論じられている点で、デュギー理論の全体を見渡すためには本書は最良のものと言うことができる。デュギー理論が最も包括的に展開されている書物としては、浩瀚な『憲法概論（*Traité de droit constitutionnel*）』全五巻が存在するが、「序文」で述べられている通り、本書は『憲法概論』の要約版と言えるのである。

周知のように現代フランス憲法思想史において極めて重要な位置を占めるデュギーの理論については、日本においては、同時代の論者から今日の論者に至るまでそれなりに精力的に研究が行われ、相当な蓄積がある。その

研究傾向は多様であつてここにその全てを紹介することはできないが、デュギー理論の特に独創的な点については概ね検討が加えられていると言つてよい。しかし、ここでは特に、デュギー理論のアクチュアリテとしての、次の二点を指摘したい。

第一は、近年のフランスにおける法治国家論の再生である。その「政治学的傾向」が指摘されて久しかった戦後フランス憲法学ではあるが、一九七〇年代以降の憲法院による法律の違憲審査の発展を契機として、およそ立憲主義思想において自明的な価値を有していると考えられてきた「法治国家」観念について新たな眼差しが向けられていると言われる。⁽²⁾

こうした現代フランスの議論状況は、第三共和政期において、ドイツ流の「国家の自己制限」論を排除しつつ、徹底した議會中心主義の時代状況に抗して「法による国家権力の制限」という法治国家論を唱えたデュギーの主張と共鳴しあうものがあるとの指摘もされている。そうだとすれば、デュギー理論は、法治国家論において改めてアクチュアリテを獲得したものと言えよう。

第二は、やはり近年のフランスにおける、いわゆる「ルソー・ジャコバン型」国家像の変容との関連である。近代国家の典型として、国家と個人との徹底した二極構造を作り上げたフランスにおいては、一九〇一年によく結社法が制定された後も、自発的な結社をも含む中間団体に対して懐疑的な視線を向けてきた。

しかし、上述のような違憲審査制の発展、一九八〇年代以来の地方分権の進展、そしてヨーロッパ統合の進展などにより、一つにして不可分の国家の主権（その現われが一般意思の表明たる法律）が個人と直接に対峙するという構造の揺らぎが見られる。こうした傾向の一環として、おりしも先ごろ制定一〇〇周年を迎えたばかりの結社法に基づく自発的な結社（アソシエーション）が公共空間を担ふことの重要性が承認されるようになってきたのである。

ところで、デュギーは上記のような「ルソー・ジャコバン型」国家像の全盛期たる第三共和制において、こうした国家像に、社会的分業に基づく多元的な国家像を対置したのであった。すなわち、デュギーにおいては、国家の権力とは統治者の事実上の「より強い力」に過ぎないとして国家の権力が相対化され、社会の他の集団と同様、国家は社会的分業に基づく自らの職分（fonction）を行うに過ぎないとされたのであった。

もちろん、デュギー理論が上述のような現在の議論状況の直接的な意味での先駆けとなるものではなく、特に、期待されている公共空間の担い手の相違は無視することはできない（デュギーにおけるサンディカと、アソシアシオンとの相違）が、フランスにおける「国家像」の変容を論じる際には、デュギー理論は改めて振り返るべき必要性があると言えよう。実際、近年のフランスにおいては、『憲法概論』を始めとするデュギーの著作の復刻出版が相次いでおり、すでに主要著作の過半に及んでいるといつてよい程である。そして、本書もその一環として二〇〇〇年に復刻出版されている。

以上、今日においてデュギー理論を振り返る必要性として二点を指摘したが、上述のようにそれなりの研究の蓄積があるにもかかわらず、従来、デュギーの著作の邦訳は極めて少なく、特に戦後においてはほぼ皆無といつてよい状況にある。これは、ドイツにおける客観法一元論者としてフランスにおけるデュギーと比肩しうる地位にあるケルゼンを始めとする、ドイツの公法学者の著作の翻訳状況とは対照的である。こうした状況に鑑みれば、デュギー理論の「完成形」の体系的著述である本書を今日訳出する意義は少なくないものがあると言える。

本稿は、フランス公法学研究会の成果の一部である。訳出に際しては、各分担者が仮訳を持ち寄り、それに相互の検討を加える形をとった。その意味で、本稿は会員の共同作業の成果とも言えるが、最終的な文責は各担当者が負うこととした。その分担を予め示しておけば、赤坂が序文・第二講・第三講・第五講・第七講・第九講・第一一講・第一三講・第一五講、曾我部が第一講・第四講・第六講・第八講・第一〇講・第一二講・第一四講・

(カイロ混合裁判所弁護士会における) 講演を担当した。

最後に、訳注等で使用するデュギーの主要著作の略称を、便宜上以下に掲げておくことにする。

L'État, le droit objectif et la loi positive, 1901 : *L'État I*

L'État, les gouvernants et les agents, 1903 : *L'État II*

Manuel de droit constitutionnel, 1^{re} éd., 1907 ; 4^e éd., 1923 : *Manuel*

Le droit social, le droit individuel et les transformations de l'État, 1^{re} éd., 1908 ; 3^e éd., 1922 (木村亀二(訳)『国家変遷論』(岩波書店、一九二六年)) : *Transformations de l'État*

Traité de droit constitutionnel, 1^{re} éd., 2 vol., 1911 ; 2^e éd., 5 vol., 1921-1925 ; 3^e éd., 3 vol. (t.1-t.3), 1927-1930 : *Traité*

Les transformations générales du droit privé depuis le Code Napoléon, 1^{re} éd., 1912 ; 2^e éd., 1920 (西島彌太郎(訳)『私法変遷論』(弘文堂書房、一九二五年)) : *Transformations du droit privé*

Les transformations du droit public, 1913 (木村常信(訳)『公法変遷論』(大鐙閣、一九三〇年)) : *Transformations du droit public*

The Law and the State, 31 HARV. L. REV. 1 (1917) (堀真琴(訳)『法と国家』(岩波書店、一九二五年)) : *The Law and the State*

Souveraineté et liberté, 1922 (寿田竜輔(訳)「レオン・デュギー著『主権と自由』(抄訳)(一)(二)(三)」成城法学四四号九七頁以下、四五号(以上一九九三年)一一三頁以下、四六号(一九九四年)一六九頁以下、同(訳)「レオン・デュギー『近代

国家の組織と個人の自由』」成城大学経済研究二二五号(一九九四年)一一頁以下)) : *Souveraineté*

(1) デュギーに関する伝記的事実に関しては、高橋和之「エスマンとデュギー」杉原泰雄(編)『憲法思想(講座・憲法学の基礎四)』(勁草書房、一九八九年)八九頁以下及びその引用文献を参照されたい。

(2) この点を指摘する日本の文献として、たとえば、山元一「『法』《社会像》《民主主義》(一)——フランス憲法思想史研究への一視角」国家学会雑誌一〇六巻一・二号(一九九三年)一頁以下などを参照されたい。

序文

一九二五年八月の末、ボルドーにおいて、エジプト国王陛下のパリ全権公使、ファクリ・パシャ閣下の訪問を受けるという栄に浴した。彼は、エジプト政府の名において、私が、一九二五年三月一日法により設立された国立総合大学における法学部の、その最初の学部長となることを要請しに來たのであった。その要請は、断固として拒否するには余りに嬉しいものであったのだが、私はフランスや愛するボルドーの学部を長期にわたって離れることは出来なかった。したがって、カイロでの私の任務は期間を限り、三ヶ月の間のみ、エジプト大学法学部長となる栄に浴することとなったのである。

このような事情で、私は一九二五年一月三日にフランスを離れ、同月二九日にカイロに到着した。直ちに、フランス公使からフアード国王陛下^①に紹介される榮譽を賜り、国王陛下は極めて丁重かつ親切にもてなして下さった。この場を借りて、国王陛下に謹んで深い感謝の念を申し上げる。エジプト政府の構成員の方々、特にズイーワル・パシャ総理大臣閣下、^②アリー・マーヒル・パシャ公教育大臣閣下、^③またルトフィ・アル・サイード学長閣下、^④並びに多くのエジプトの名士の方々は、私が到着してから、そして私の滞在中を通じて、好意と心からの敬意とを示してください、深く心を打たれた。改めて御礼を申し上げます。かかる好意や敬意は、私のエジプト滞在を魅力あるものとしてくれ、大切な思い出となっている。それらによって、私の任務の遂行が容易になり、また満足の行くものとなったのである。

私の任務とは、何よりもまず、新たなエジプト大学^⑤の法学部における教育を組織することであり、これは、教育や試験のカリキュラム、講座の再編及び配分、法学部生の学業体制に関わるものであった。諸事情の故に私の任務は極めて拡大した。すなわち、大学の運営に関する一般的規則の作成について、私は直接的な、しかも積極

的とも言い得る関与を行ったのであり、この間の事情は次のようなものであった。

エジプト大学の創設及び組織に関する一九二五年三月二一日法は、この組織の基本的諸原則を定めるところで、その一八条によって、大学のあらゆる補充的組織規則、とりわけ教官の役務及び規律、学業及び懲罰の制度、大学評議会・学部評議会・大学主要官吏の権限、及び財務制度に関する諸規則の作成を、大学評議会に委ねたのであった。大学評議会が決定するこれらの規則は、政府の承認がなければ拘束力を持たないが、先の法律によれば、政府は大学規則を承認し或いは承認しない権限を有してはいても、これを修正する権限は有していないのである。それ故、これは大学評議会に託された全ての任務の中でも重要なものであり、こうしてエジプトの立法者は、その自由主義に基づいて、大学評議会に広範な分権的権力を与えたのである。^⑥

大学評議会は直ちに任務に取り掛かり、一二月初旬以降、各学部の評議会に対し、教育のカリキュラムや計画に関する諸規則、及び学位・免状・修了証書の授与に必要な諸条件に関する諸規則を、各々の管轄する範囲で作成する任務を与えた。さらに、大学評議会は、学長閣下の主宰の下、四名の学部長、公教育省次官閣下、大学図書館長グロジャン氏から成る委員会に対し、次の五つの主要規則の作成を一任した。第一、教官の役務及び規律の諸条件に関する規則、第二、大学の学業制度及び懲罰制度に関する規則、第三、大学の主要官吏、大学評議会及び学部評議会の権限に関する規則、第四、大学の財務制度に関する規則、第五、大学図書館の運営に関する規則。

この委員会は直ちに作業を開始し、学長閣下の指揮の下、多くの素晴らしい仕事を行ったと言える。そこではしばしば大変活発な議論が闘わされたが、それは常に、誠心からする礼儀正しいものであった。なぜなら、私たち全員を衝き動かしていたのは唯一つの関心、すなわち、エジプトに相応しい総合大学、また国民から託されようとしていた国民教育及び科学的発見という崇高な使命に相応しい総合大学を創り上げようという関心だったから

である。学長閣下、公教育省次官閣下、及び私の同僚たちは、私がこの委員会の作業に積極的に関わることを認めようとして下さった。彼らは、私の提案に基づいて、フランスの大学組織の基底にある諸原理の多くを採用したのだが、私の考えでは、これらの諸原理こそ、真の大学が存在するための不可欠の要件、すなわち、固有の生命を持ち、人間精神の種々の領域における真理の発見、手に入れた知識の公衆への普及、及び、私心なく遂行すれば国民生活の幸福な発展を保証するであろう職業に向けての若者の訓練にそのすべての活動を捧げるような、総合的学術施設が存在するための不可欠の要件なのである。

この三月中旬頃に私がカイロを離れたとき、大学評議会は、これらの規則のうち最初のもの、すなわち教官の役務と規律の諸条件に関する規則について、その全体を、大変微細な修正を経て可決した。これによって大学評議会は、あらゆる大学組織の基礎に据えられるべき一連の諸原則を定めたのである。正教授は、関係学部のおすすめに基づいて政府が任命する。学術上の資格に基づく場合でなければ、何人も教育の任を負うことができない。関係学部は、その教官の採用に関して、常に直接関与する。各教官の地位は、あらゆる恣意的な罷免に対して保障されねばならず、正教授はとくに、語のフランスの意味における講座の創設によって、真の終身性を獲得するのである。すなわち、正教授たちはその立場、その教育において終身の身分保障を受けるようになるのであり、かかる立場及び教育は、それ自体、公的かつ規則上の存在なのである。教官の学術的能力と独立、大学の自治、教育の組織及び運営に対する学部の積極的な関与、これらこそ、学部長の委員会によって作成され、大学評議会がその一部を三月に可決した規則全体の基底にある、主要な諸原則なのである。私が同地を離れて後、大学評議会は、その規則制定作業を終了し、大学評議会が可決した諸規定がエジプト政府によって承認されたので、この大学は、委託された国民教育及び学術研究という仕事を、全く安全に、かつ全く独立して行うことができるようになったものと思われる。

法学部長である私は、自身の努力を最も直接かつ積極的にこの法学部に傾注することとなった。エジプト大学の創設に関する法律の第一条によれば、旧法学校は新設大学に編入され、エジプト大学法学部になると定められていた。この法学校は長く輝かしい歴史を有していた。当初はヘディーヴの運営する学校であり、次いでスルタンの学校、最後に、独立の承認以降は王立の学校となり、その歴史の各時代において優れた長官を有してきた。我等が学識ある同僚、故テストウ氏は、長らくその校長を務めた。近代エジプトの最も傑出した人々は彼の生徒であつたし、その教育は彼らの精神に深い刻印を残している。彼らは皆、恩師のことを熱い感謝の念をもつて語っている。法学校の最後のフランス人校長は、比較法の権威、リヨン大学のエドゥアール・ランベール教授であつた。

諸事情の故に、カイロの王立法学校は、その学術的性格を幾分失つていたように思われた。この大学の教育能力や、提供される諸々の役務は高く評価できたのだが、次のように言うことができる。すなわち、この法学校は、その教育手法及び組織に鑑みて、大学の学部というよりも、フランスで似たような施設を考えるならば高等小学校とでも言うべきものに類似していた、と。カリキュラムによれば、学士号を得るために四年の講義が行われた。極めて多数の学生に対して教育が行われ、確かに、すべてエジプトの大学入学資格保持者であつて、大変教養豊かな人もいたのだが、しかし大半の人々は一般教養にやや欠けるところがあつた。まさにこの理由から、法学や政治経済学に関係のない多くの教育がカリキュラムに含まれ、法学校自体において行われていたのである。他方、そのために用いられた手法は、高等教育のそれではなかった。教授たちの絶えざる努力にも拘らず、学生たちは推論や自身の研究に頼るのではなく、暗記に頼ることに固執した。彼らは試験の難易度を、暗記しなければならぬページ数によって測つた。それに、彼らに課された講義の数、カリキュラムに記載されている科目の多様性が、この欠陥ある習慣をいたく助長したのであつた。

それゆえ、法学校が眞の法学部、眞の高等教育施設となるためには、既に在る状況を維持しながらも、組織を再編し、カリキュラムを変更し、手法を変えることが必要であった。

この作業は、法学部の私の同僚たち皆の熱意と献身的な協力のおかげで、とりわけ副学部長アブドル・ファターハ・アル・サイド・ベイ^⑩の見識ある活動と熱情のおかげで、容易であった。若干の意見交換をした後、合意が成立し、学部評議会構成員の全員一致で可決された規則案において諸改革が定められたのであった。カリキュラムは修正され、より良く調整された。今や、カリキュラムには、法学と政治経済学のみが含まれることとなったのである。法学部で一般教養を教えることは無用となった。何故なら、大学評議会及び政府の決定により、エジプトの大学入学資格保持者は、一般教養を補充するために、法学部入学前に文学部で一年間学ぶこととなり、また、従来の計画にしたがって四年間の中等教育しか受けていない青年達もまた、法学部に入学する前に二年間文学部〔Ⅱ教養学部〕にとどまることとなったからである。大変有益なことに、この条件の下であれば、法学士号を得るための受講期間を三年に短縮することができた。その対象科目は、理に適って配分された。第一学年においては、とりわけ一般的で法技術の入門となるような性質の科目、例えば法学入門や一般法史、政治経済学、公権力の一般組織、さらには極めて容易に習得しうる法学諸部門、例えば財産法や刑事法を学ばなければならない。第二学年においては、公法及び私法の主要部分、すなわち一方で行政法、他方で契約・債務が配置され、さらに民事訴訟法、刑事訴訟法、及び国際公法が加えられた。最後に、第三学年においては、第二学年で学んだ一般的原理を、法のより特殊な部分に適用することが学生に要請される。すなわち、人的担保及び物的担保、民法上の特殊契約、商法、強制執行、国際私法、及び財政法などである。法学部の長老教授達からは、いつも大変丁重で賢明な協力を賜り、感謝しているが、彼らの要求により、イスラム法の授業が第二学年と第三学年に配分された。

我々の中ではまた、学生が余りにも多くの講義〔の受講〕を義務付けられるべきでないこと、個人研究のため

の余暇を学生に残しておくべきこと、さらに講師がこの個人研究を指導し、よい方法を彼らに教授すべきこと、
について異論を見なかった。それ故、規則によつて、各年次には半期の講義を九つのみ設けること、各講義は最
大でも週に各一時間三コマまでしか入れられないことが定められた。これらの改革、及び改革の基底にある精神
のおかげで、追求している目的を実現できたのも当然のことであつた。その目的とはすなわち、後の法学部とな
る法学校ではなお蔓延していた悪しき手法を廃棄すること、並びに、法学及び政治経済学の真に科学的な教育を
確立すること、これであつた。

法学士課程を再編成するだけでは不充分であつた。なぜなら、いまやカイロには総合大学の一部としての法学
部が存在するのだから、博士号を授与しうる、法学及び政治経済学の高等教育を確立することが絶対に必要となつ
たからである。

政府、大学評議会及び学部評議会の全員一致で、このことが認められた。学部評議会は、私の提案に基づいて
博士課程を創設したが、これはフランスの一九二五年五月二日デクレの諸規定に直接淵源するものであつた。学
部は三つの高等研究学位、すなわち公法、私法、政治経済学の高等研究学位を創設することを要求した。学部は
さらに、博士号の授与はこれらの学位の二つを得て、博士論文の口頭試問を経た上で決定されることを要求した。
このようなシステムは、法学及び政治経済学の高等教育に大きな柔軟性を与えた。これにより法学部には、法学
士号を得た後、そこで教授される諸学科のいずれかを探究しようとする人々が惹き付けられることとなつた。

大学評議会は若干の高揚のうちにこの規則を可決し、公教育大臣閣下は、それを直ちに適用することを承認さ
れた。

高等研究の学位のための教育はフランス語で、フランスの手法に従つて行ふこと、フランスの法学部における
教授資格を持つ教授を、原則として少なくとも三名は法学部に置き、高等研究の学位に各々対応する各学科の長

に据えること、が合意された。これらの教授は、まさに各学科の研究長であり、他のフランス人教授、及びフランスの法学博士号を持つエジプト人教授がこれに協力した。

エジプトの法学士の五〇人以上が博士号を目指して直ちに登録し、一九二六年一月七日、厳粛な式典において、アリー・マーヒル・パシャ閣下の主宰の下、エジプト社会や海外植民地の最も著名な人々が出席して、エジプト大学法学部における博士課程が開設されたのである。私の同僚であり友人である副学部長、アブドル・ファターハ・アル・サイド・ベイの素晴らしい挨拶の後、私が、この講演集の巻頭に収載されている講義、すなわち社会科学一般、その対象及び方法、さらに大学の使命及び法学部の特別の役割に関する講義を行った。

これが、この小著で公にされる一五の講義から成る、一般公法講義の第一講であつた。受講したのは博士課程に登録した若者たちだけではなく、高級官吏、司法官、教授、弁護士、現代法の重要問題に興味を持つ教養ある人々など、多くの常連の人々も講義を聴きに來られた。この場を借りて、彼らの得難い助力に対し心よりの感謝を申し上げる。

私法部門の指導は私の学識ある同僚、トゥールーズ大学のリコル教授^⑪に任せたが、彼は契約及び債務に関する新理論についての講義を行い、これまた多くの聴衆を集めた。三月上旬にはデイジョン大学のセル教授^⑫が到着し、同じ人々に対して国際法の重要問題について講じた。

高等研究の学位のために行うこの教育の仕上げとして、民事訴訟、刑事訴訟、公法、及び民法に関する諸々の講演と演習が行われた。これを指導したのは、アブドル・ファターハ・アル・サイド・ベイ教授、アブドル・サラム・ゾニ・ベイ教授、及びモハメド・サディク・ファミイ・ベイ教授^⑬であり、三人ともフランスの学部で博士号を得ており、また素晴らしい著作をものしている。

こうして、エジプト政府から託された任務も終了した三月の中旬頃、私が光栄にも関与したある仕事が実現さ

れた。すなわち、学長の主宰のもとで学部長達の委員会が作成した大学の組織規則の一部が、大学評議会により可決され、こうして大学組織全体の基本的原則が定められたのであった。もはや政府の承認を待つばかりであり、政府は直ちにそうすることとなった。法学部における教育は、学士についても博士についても、理に適った計画に基づいて組織され、或いは創設されたのである。諸規定により、過渡期の規律が行われた。旧法学校はまさしく学部となり、法学研究及び経済学研究所の活動拠点となったのである。

しかしながら、私が同地を離れて間もなく、私の滞在中に法学部及び大学評議会において異論なく認められ、公教育大臣閣下及び学長閣下の承認を得たところの原理が、放棄され、或いは少なくとも一時的に棚上げされたらしいと聞いて、若干憂鬱な気分になった。聞く所によれば、公教育省の官吏で博士号を持たない者が、採択された規則に反して、学部意見を聴くことなく法学部の教授に任命され、学部長になったというのである。また、私の提案に基づき法学部及び大学評議会において全員一致で可決されたカリキュラムが覆され、特に、法のアンシクロペディ総体の中でも最も難しい科目であり、第一学年の学生が理解できるはずもない契約と債務の授業を第一学年に配している、とのことであつた。再び講義における悪習が現れ、学生の記憶のみに頼り、推論や個人研究とは無関係であるがゆえに廃止しようとした悪しき手法が、また用いられているという。

これが確定的な措置だとは信じ得ない。私はなお、エジプト大学及び法学部の未来に自信を持っている。エジプト大学も法学部も、その使命を完全に遂行するであろう。フアード国王陛下、国王の政府、及びエジプト議会の、崇高な思想と高貴な理念が、それを証している。

私はこの公法講義を、私が話したまま、速記で纏められたままに出版する。⁽¹⁾この講義は、新規のオリジナルな学説を展開するものではなく、私が『憲法概論 (*Traité de droit constitutionnel*)』全五巻で詳説した法と国家に関

する諸理論の要約に過ぎない。これらの問題に興味はあるが大著を読む時間の無い人々には、おそらく便利であろう。特に、エジプトの博士課程の学生には便利であると思われる。

この公法講義の出版は、なによりも、エジプト大学へのオマージュであり、私の誠実な受講者に対する感謝のしるしである。

一九二六年八月一日 ボルドーにて

（訳注）

① ファード一世 (Fu'ad I, 1868-1936) メフメット・アリー王朝の第一〇代君主であり、後註の副王イスマイルの子。真のマエケナスとも言うべき人物で、教育事業に力を入れ、本講義が行われた国立エジプト大学の前身となるエジプト大学を自らの生誕の地、ギゼーに設立した（この大学は、後に一時ファード一世大学と呼ばれることになる）。兄を継いでスルタンとなり（一九一七年）、イギリスからの独立（一九二二年二月二八日）に伴い王を称した。後、カイロにアラブ科学学院などを創設した。

② スイーワル・パシャ (Ahmad Zivvar Pasha, 1864-1945) エジプトの親英政治家・法学者であり、サード・ザグルール (Sa'd Zaghlul, 1857-1927) エジプト民族運動の指導者でワフド党党首。対イギリス独立運動を展開した。内閣（一九二四年一月二八日～一九二四年一月二四日）がイギリス人植民地行政官リー・スタック (Stack, Sir Lee Oliver Fitzmaurice, 1868-1924) 暗殺事件の余波で倒れた後に組閣し（一九二四年一月二四日～一九二六年六月七日）、ワフド党勢力が多数を占める議会とは対抗関係に立って、同党の制圧に苦慮するイギリス支配の支柱となった。A. Guinbreière, *Encyclopedia of Islam, new ed.*, s. v. "HIZB." なお、一九二五年当時は外務大臣・内務大臣をも兼任していた。Arthur Goldschmidt, *Biographical Dictionary of Modern Egypt*, 2000, s. v. "Zivvar, Ahmad."

③ アリー・マール・パシャ (Ali Mahir Pasha, 1882-1960) エジプトの法律家・政治家であり、首相を三度務めている。対英協

（１）法学部事務局員、ハサン・サレー・ジャッターウイ氏の速記による。氏の速記に、心よりの感謝を申し上げる。

力の内にエジプトの経済的・社会的発展の契機を見る保守派の一員であり、持てる才能をファード一世の施政に傾注した。一九二三年には（国立エジプト大学法学部の前身たる）王立法学校の校長に任ぜられ、また君主制の基盤を固める同年の新憲法の制定に深く関った。一九五二年には、ナセルによる七月革命直後、革命委員会によって首相に任命されている。以上について、*The New Encyclopedia Britannica*, 15th ed., s. v. "Māhīr Pasha, 'Alī"; Donald Malcolm Reid, *Cairo University and the making of Modern Egypt*, 1990 を参照。

- ④ ルトフィ・アル・サイード (Ahmad Lutfi al-Sayid, 1872-1963) エジプトの自由主義的な学者・政治家・作家で、後述のアル・サンフリーーと同じくカイロ法学校を出ている（一八九四年）。新聞紙アル・ジャリードの主筆を務めた後、国立図書館に奉職した（一九一五～一八年）。一時期サード・ザグルール率いるワフド党の書記として活動したが（一九一八～一九一九年）、すぐに国立図書館に戻り、アリストテレスの翻訳を行った。一九二三年～一九三二年、及び一九三五年～一九四一年にはエジプト大学（後のカイロ大学）の学長を務め、その間に教育大臣（一九二八年～一九二九年）・内務大臣（一九二九年）を兼任した。この教育大臣在任時には、カイロ大学法学部・医学部の再編に取り組んだといふ。See C. Wendell, *Encyclopedia of Islam*, new ed., s. v. "Lutfi al-Sayid, Ahmad"; Arthur Goldschmidt, *op. cit.*, s. v. "al-Sayid, Ahmad Lutfi."

- ⑤ 私立大学時代以来のエジプト大学（後のカイロ大学）の歴史と、エジプト近代化政策に及ぼしたその影響についての力作として、Donald Malcolm Reid, *op. cit.* を参照。邦語文献としては、イギリス統治下における精神的自立、及びそれを基礎とする政治的独立の運動という観点から（私立）エジプト大学の設立運動を分析する、田中哲也「エジプト大学設立運動の研究」福岡県立大学紀要第五巻第二号（一九九七年）、及び、そこから国立大学化に至るまでの経過を描く、同「初期エジプト大学の研究」福岡県立大学紀要第六巻第一号（一九九七年）を参照。

- ⑥ この点、本書第一三講及びその訳注を参照。

- ⑦ ヘディヴ（Khedive）ヨーロッパ諸国で言う副王（欧州諸国の領土や海外植民地に置かれた、国王代理を務める高位行政官であり、副王領の行政・警察権、議会の召集権など、強大な権力を掌握していた）に当たり、スルタンのアブデュル・アズィーズ（Abdülazîz, 1830-1876）がエジプト太守イスマイル（在位一八六三～七九）にこの地位を授け、一九一四年までイスマイルの後継者たちにより引き継がれた。

なお、このイスマイルの下で、近代化のための建設事業、スーダン遠征、ナポレオン三世のメキシコ遠征援助などにより国家財政が破綻し、英仏等に国家財政を管理されることとなって、将来に大きな禍根を残した。先注で触れたように、エジプト大学の設立運動自体が、イギリスなどからの独立の基盤を作ることを目的として開始されたのであった。

⑧ この時代の法学校を卒業（一九一七年）したのが、アラブ世界の現代法学における最も傑出した法学者、アル・サンフリー（Abd al-Razzāk al-Sanhūrī, 1895-1971）である。エジプトでは、一八八四年の国民裁判所の設立に伴い、身分法を除いて近代的法典の編纂が行われたが、その内容はフランス法をモデルとする混合裁判所諸法典（民法であれば混合裁判所民法典）の内容と類似していた（堀井聡江『イスラーム法通史』（山川出版社、二〇〇四年）二二〇頁以下参照。——なお、混合裁判所については第一〇講の脚注を参照されたい）。一九三六年にイギリスから完全に独立したエジプトは、一九四九年の混合裁判所の廃止に伴い、同日に現行民法典を施行したが、アラブ世界のモデルとなったこの民法典の起草者こそ、アル・サンフリーなのである（他に一九五一年のイラク民法典やシリア・リビア・ヨルダンの民法典をも起草している）。

その際、伝統的なイスラム法に充分な考慮を払ったが（Enad Eldin Shahin, *The Oxford Encyclopedia of the Modern Islamic World*, s. v. "al-Sanhūrī", 1995）、一九二一年〜一九二六年までリヨン大学のランベール教授（後註参照）の下に留学した彼は、豊富な比較法的知見をも備えていた。彼がリヨン大学に提出したテーゼの一つ、博士論文賞を獲得した『イギリス判例における個人の労働の自由に対する契約上の制約』（*Les restrictions contractuelles à la liberté individuelle de travail dans la jurisprudence anglaise*, Bibliothèque de l'Institut de droit comparé de Lyon, Etudes et documents, t.10, M. Girard, Paris, 1925）に刺激を受けた晩年のモリス・オーリウ（M. Hauriou, 1856-1929）は、アル・サンフリーが展開する法準則／裁量基準（裁量手法）の二元論を精緻化し、法運用手段の体系と法準則の体系とを区別して、「彼の『制度』理論に基づく法思想の中でも重要な位置を占めている」ディレクティヴ（裁量基準）の概念を創出した（M. Hauriou, *Police juridique et fond du droit*, *Rev. trim. de droit civil*, 1926, pp.265-312〔後にM. Hauriou, *Aux sources du droit*, 1933に収められている〕、及び橋本博之『行政法学と行政判例』（有斐閣、一九九八年）二四六頁以下参照。またアル・サンフリー自身による裁量手法論としては、"Le Standard juridique," *Recueil d'études sur les sources du droit en l'honneur de François Gény*, vol.2, Paris, 1935, pp. 144-156がある）。

因みに、一九二六年にカイロに戻ったアル・サンフリーは、デュギーが基礎を築いて去ったばかりのエジプト大学法学部の助教授（民法学）に任ぜられ、一〇年後の一九三六年には法学部長を務めている。また後半生には、自身が起草したエジプト民法典の浩瀚な注釈書を著し、『エジプトのブラックストーン』とまで称された。本註全体について、Enid Hill, *Encyclopedia of Islam*, new ed., s. v. "al-Sanhūrī"; ditto, *Al-Sanhūrī and Islamic Law*, The American University in Cairo Press, 1987; Arthur Goldschmidt, *op. cit.*, s. v. "al-Sanhūrī, Dr. 'Abd al-Razzāk"を参照。

⑨ エドゥアール・ランベール（Edouard Lambert, 1866-1947）リヨン大学比較法学研究所の所長を務め、民事法学・比較法学に大きく貢献した。著書に *La fonction du droit civil comparé*, 1903; *L'enseignement du droit comparé*, 1919; *Le congrès international de droit*

comparé de 1932 : les travaux de la section générale Souvenirs d'un congressiste, Sirey, 1934 ; *Introduction à l'étude du droit comparé*, t.III, 1938 などがある。一九〇七年にエジプト教育省のイギリス人顧問と対立して旧法学校の校長を退いたが、一九三八年からは、アル・サンフリーの要請により、エジプト民法典の起草委員を務めた（第三次委員会はアル・サンフリーとランベールの二人で構成された）。E. Hill, *op. cit.*, 1987, pp. 19, 65-66.

- ⑩ アブドル・フアターハ・アル・サイード・ベィ（Abd al-Fattāh al-Sayyid）身分法の改革に取り組み、複婚の制限や、離婚における調停前置主義を唱えた。後に破毀院判事となっている。F. J. Ziadet, *Lawyers, the Rule of Law and Liberalism in modern Egypt*, 1968, pp. 122-123.

- ⑪ ジョゼフ・リコル（Joseph Ricol）トゥールーズ大学法学部のテーズとして『*La Copropriété en main commune*（“gesamte Hand”）*et son application possible au droit français*, 1907 及び *Les tendances du droit disciplinaire. Droit disciplinaire et droit pénal*, 1908 の二本を提出している。

- ⑫ ジョルジュ・セル（Georges Scelle, 1878-1961）デュギーと共に客観主義学派と呼ばれるセルは、フランス近代労働法の先駆的概説書たる *Précis élémentaire de législation industrielle*, 1927 を著したことで知られるが、国際法学にも大きな足跡を残し、*Précis de droit des gens : principes et systématique*, 2 vol., Sirey, 1932-34 や *Manuel de droit international public*, 1948 などの体系書——そこにはデュギーの影響が顕著に認められる——を始め、多くの著作を残した。デュギー自身が余り論じなかった国際法学の観点からデュギー学説を概観した論稿（*La doctrine de Léon Duguit et les fondements du droit des gens, Archives de Philosophie du Droit et de Sociologie juridique*, Nos 1-2, 1932）では、法を社会学的に考察するデュギーに対し、①国際「社会」とは何か、及び②その国際社会から生み出される「法」とは何かという視点から、多層的国家社会概念や生物学的法理解を展開している。この主題に関する近年の論考として、西平等「L. デュギー法理論の国際法学説史上の位置づけ」本郷法政紀要第六号（一九九七年）を参照。

因みに、オーリウはデュギーやケルゼンの「静態的体系」を批判の槍玉に挙げているが、セルの教授資格試験の審査委員を務めたのがデュギーであり、他方、ジュネーヴの「国際問題研究所」の客員教授時代にセルが親交を結んだのが、同研究所に在籍中のケルゼンであった。ケルゼンは一九三八年、セル法学に対決する長大な論稿をものし、パリのセル宛に送って意見を求めたが、——恐らくは原稿の紛失のゆえに——遂に返事を得られず、セルの反応を得ないまま発表する決心がつかずにお蔵入りになったという（R. A. Mettall, *Hans Kelsen, Leben und Werk*, Verlag Franz Deuticke Wien, 1969, p. 68 [R. A. Mettall 著、井口大介・原秀男（訳）『ハンス・ケルゼン』（成文堂、一九七一年）一〇六頁以下]）。

- ⑬ モハメド・サディク・ファミィ・ベィ（Muhammad Sādiq Fahmī）一九四八年破毀院顧問官の地位にあった彼は、同年のアル・

サンフリーーによる——西洋法を取り入れた——現行民法典の起草に対して、アズハル教授たちから成る委員会を率いて反対したが、アル・サンフリーーの民法典支持の一途な姿勢と、シャリーア（イスラム伝統法）・比較法学の該博な知識とを前にして腰砕けに終わったという。F. J. Ziadeh, *op. cit.*, pp. 143-147.; E. Hill, *op. cit.*, 1987, p.65.

第一講 社会科学、その対象、その方法

大臣閣下、⁽¹⁾皆さん

遠い過去にまでさかのぼる貴国の歴史において、ある日付が輝かしいものであり続けるに違いないとすれば、また、ある法令がなによりもフアード国王陛下^①の治世の名を高からしめるものであるに違いないとすれば、その日付はまさに一九二五年三月一日であり、また、その法令とはこの日のエジプト大学の創設と組織に関する法令であります。

I. 大学とは何か

さて、大学とは何でしょうか。これは提起するのも無益な問いであるとも思われ、至る所で繁栄しているあらゆる種類の大学の数から判断すれば、誰もが容易に答えることができるものです。それは、まったくもって流行の言葉であります。特にパリでは、フェンシング大学、スポーツ大学、美容大学、歴史大学等々、どれだけの数の大学があることでしょうか。敬意をもつてでなければ決して発してはならない大学という美しい名前が、奇妙にも濫用されています。

大学とは、真理の探究を第一次的な責務とする機関であります。真理の発見という使命、少なくとも我々が知ることを許された、真理のごく小さな一片を発見するという任務よりも崇高な使命があるのでしょうか。それより

(1) アリー・マーヒル・パシヤ公教育大臣閣下〔この人物については、序文の訳注を参照されたい。〕

も高貴で、それよりも人間性を高めるような仕事はあるでしょうか。パスカルは、人間について、次のように言わなかったでしょうか。すなわち、「たとい宇宙が彼をおしつぶしても、人間は彼を殺すものより尊いだろう。なぜなら、彼は自分が死ぬことと、宇宙の自分に対する優勢とを知っているからである。宇宙は何も知らない」^②と。人間が真理について発見することはわずかであります。しかし、それによって、また、それによってのみ人間は偉大なのであります。

私は、パリで「真理同盟」^③という美しい名をもつ会に入っております。昨冬のある日曜日、私たちは集まり、まだ来ていなかった会長を待っていました。やっと到着した会長は、黒い箱に入った、一つはとても大きく、もう一つはごく小さな二枚の板を手に持っていました。会長は、「この二枚の板を買っていたので、遅刻してしまいました」と言いました。私たちは「何に使うのですか」と会長に尋ねました。会長は、「大きい方は、誤謬を記入するためです。ごく小さい方は、真理を記入するためだが、これでも大きすぎるかもしれない」と答えたのでした。さて、皆さん、真理の板はごく小さいとしても、私たちのものです。これを大切守るうではありませんか。精力的に、休むことなく、これを大きくすることに専心しましょう。ただし、次のことを理解しておきましょう。すなわち、真理は星々の間にあるものではありません。真理は地上にあります。真理は本質的に人間的なものなのです。

象牙の塔にとどまることは教授の役割ではありません。教授は、生活に日々関わり、そして社会的役割——これが最も重要であるべきものですが——を休むことなく果たさなければなりません。学部は、まさに真理の探究のための学術施設であります。しかし、学部は、同時にその真理を具現し、実施しなければならないのです。すなわち、学部は同時に職業教育施設でなければならないのです。

エジプト大学設置法は、非常にうまく作られております。法律を教授すべき法学教授が特に取り上げる二つの

長所、それは、明確性と簡潔性であります。三月一日法〔エジプト大学設置法〕はこの二つの長所を大いに保有しているであります。設置法は、新しい大学を四学部に分割しています。すなわち、文学部、理学部、医学部、法学部の四学部です。このように、設置法は、伝統的な順序を逆転させていることを指摘しておかなければなりません。実際、伝統的には法学部が最初にくるのであり、これには歴史的な理由があります。中世においては、すべての学問は、神学ただ一つに集中しておりました。長い間「神学の侍女」であったのですが、最初に神学から分離する榮譽に浴したのが、法学（jurisprudence）であり、人間精神の解放を表しました。続いて医学部が設立され、そして最後に教養学部という魅力的な名を受け、そして一九世紀には理学部と文学部に分かれることになる学部が設立されました。したがって、私たちは、エジプトの法律によれば第四順位にありますが、歴史的、伝統的には第一順位にあるのであります。もともと、私はこの法律の立案者に苦情を申しているのではないことを付け加えておきます。四学部は、同格であり、仕事と精力において、四つ子の姉妹であるというのが真理です。そして、私は、将来は栄えある四つ子の姉妹になることを期待しています。

大学の仕事は、この四学部の間でどのように分割されるのでしょうか。文学部は、とりわけ技芸、あるいはむしろ美術の学部です。文学部は、美の様々な現れを、そのあらゆる形態において教授します。しかし、文学部はまた、歴史、地理、社会学、哲学の研究によって、文化一般の発展のために働かなければなりません。文学部の役割は、人間精神を拡大することであり、私たちの未来の法学生は、中等教育で受けた予備教育の補充を文学部で追究することになるでしょう^④。

理学部は、数学、物理学、化学、自然科学、生理学、生物学といったあらゆる種類の科学に関する問題を研究いたします。

医学部もまた、生命科学を研究いたしますが、病理状態における生命、病理的な生命の科学を研究するのであ

ります。医学部には、きわめて困難な問題が課されております。すなわち、生命とは何か、病気とは何か、苦痛や死とは何かという問題であります。誰一人これらのことを知らず、将来も決して知ることはないでしょう。しかし、このことは措き、急いで法学部の問題に移ることにしましょう。

Ⅱ・法学部の役割

法学部は、大きな誤解を受けております。私たちのもて来たことのない多くの人は、法学部では、法律の多かれ少なかれ曖昧な文言を読み、論評したり、多かれ少なかれ混乱した立法者の考えを解きほぐそうとしたり、一言で言えばもっぱら実定法の注釈を行っているものと信じています。何年か前、私は、ブエノスアイレスに招待され、法学部で講演を行いました。^⑤ 出発の数日前、私は一人の友人に出会いました。その友人は私を呼び止めて、「あなたはブエノスアイレスの法学部で講演をなさるのですね。とすると、アルゼンチンの法律はフランスの法律と同じなのですね」と言いました。私は「かわいそうな友よ。あなたは、まだご存じないのですね。すべての文明国に共通の、不文の法準則が数多くあることを。また、同一段階に至った人民においてはすべて、法の一般的発展は同一であることを」と答えました。まさにこのような法準則や発展こそ、私たちの学部がなによりも研究しなければならないものであります。私は、このことをはつきりと、そして、完全なる確信をもって申し上げます。仮に法学教授の役割が実定法の論評に限られなければならないとすれば、それは、わずかな時間の努力や作業にも値しないでしょう。

法学部の使命はさらに遠くに及びます。法学部は社会科学部であり、またそうあらねばならないのです。法学部は伝統的な名称を保持してはおりますが、名称は重要ではありません。繰り返しますが、法学部は社会科学部

であらねばなりません。

Ⅲ・社会科学の対象

では、社会科学とは何でしょうか。その対象や方法はどのようなものでしょうか。

私は、これまで科学についてお話しして参りましたが、科学の定義を何らしておりませんでした。この点については議論や論考が積み重ねられてきましたが、科学の定義は、きわめて簡単なものであります。しかし、法律と同様、科学の定義は複数あります。最上のもはもつとも簡潔なものであります。科学とは、真理の発見のためになされる体系的な研究であると定義できます。そして、分かり切ったことのように思われ、定義しようとする語を定義の中で反復することになるのですが、科学的精神 (*esprit scientifique*) をもってなされる研究ということをつけ加えたいと思います。残るのは科学的精神とは何かを定義することですが、これについては、何がそうでないのかを語ること、または科学的精神の反義語、すなわち今日では初等精神 (*esprit primaire*) と呼ばれるものを語ることによってのみ定義を行うことができるのです。

誤解がないことを願うのですが、初等教育を軽蔑的な意味で語るといふ考えは、私とは縁遠いものです。子供の目を精神の光の中で開かせ、子供に読み書き計算を教える教師の役割ほど高貴で、賞賛すべき役割はありません。一国の国民の偉大さは、なによりもその教師及び彼らが行う教育に依存しております。初等精神と呼ぶべきものは、全く別のものであります。それは、半可通の多い民主主義国において大いに広がる一方である精神の一面面であります。初等精神は、すべてのことは容易であり、人間はすべてのことを知っているという二重の信念によって特徴づけられます。ところが、物事はすぐれて複雑であり、すべてのことは際限なく困難なのでありま

す。他方、人間は何も知らないものであり、科学の専門家は四〇年の研究の後、自分の無知の甚だしさを研究の当初よりも遙かによく悟るものであるという考えが、私たちに心底まで浸透しているときにのみ、私たちは科学に取り組んでいることになるでしょう。

初等精神やあらゆる種類の偏見から解放され、体系的方法で、何らかの人間の認識において、真理を探究する場合に、科学に取り組んでいることになるでしょう。社会科学は、このような精神で社会的事実を研究する科学であります。こうして、残るは、社会的事実とは何かを知ることにあります。

IV・社会的事実の定義

この主題について、私たちは、対立する二つの理論、というよりむしろ態度の前におりますが、私の考えでは、^⑥いずれも真理には合致いたしません。

思慮ある人々の多くがなお、社会的事実というものは実際には存在せず、個別の事実、個別の意思の表れがあるのみであると言っています。また、個人の心理の学はあり得るが、実を言えば、社会学というものはあり得ないと言われます。物理現象のように発生し、展開するように見える経済的事実でさえも、個別の意思の表れにすぎないことを示すことに執着する人もいます。例えば、為替や物価の騰落は、ただ単に、利害関係者が意識的かつ自由に行った個別の決定の結果にすぎないとされるのです。

このような考え方の対極にあって、純然たる社会学理論は、社会物理学について語り、これにより物理界の法則と同様の法則に従う社会現象が存在することを示唆しました。さらにしばしば、社会現象は、生命現象と同様の性質を持っていると主張されました。これはたとえば、二人の偉大な社会学者、すなわち、一人はドイツ人で、

有名な書物『社会体の構造と生命』の著者であるシェフレ^⑧であり、もう一人はイギリス人で、一時期有名になり、壮大な社会哲学の体系をうち立てようとしたハーバート・スペンサー^⑨などです。社会生理学や社会解剖学について語られましたし、社会法則は、生命法則と同種のものであると主張されました。

私の考えでは、これらの様々な理論は、等しく誤りであります。社会的事実が個別の表れによつてのみ私たちに明らかになること、また、社会的事実が常に個別の行為に支えられていることは確かです。たとえば、ある国の刑法は、その違反が起こり、犯罪が、完全性の程度の差こそあれ組織された社会的反作用を引き起こすときに初めて私たちに明らかとなるのです。しかし、それでも、これらの個別の表れの背後に、まさに個別の行為によつて引き起こされる集団的反作用 (réaction collective) である社会的實在 (réalité sociale) が存在することもまた同様に確かなのです。したがつて、社会的事実は、次のように定義することができます。すなわち、個別の行為によつて引き起こされるあらゆる集団的反作用である、と。

この定義の意味と射程を理解するために、ごく簡単な例をあげることができます。それは、皮相的な観察者にとつては、ほとんど重要性のない社会的事実であるのですが、社会学者の思索を逃れるはずは決してないものです。私は、男女の衣服のファッションに着目します。皆さんの国のようすばらしい氣候をもたない私たちのヨーロッパの国で、雪や氷の日に、一人の歩行者が白いズボンをひけらかしたと仮定してみてください。その歩行者は、通行人の視線を引き、笑いや冷やかしを引き起こすでしょう。そして、これは、その歩行者が確固とした慣習に対してなした違反に対する集団的作用としてなされるのです。このように、ファッションは、個別の意思の単なる表れとしてではなく、それ自体實在性を持った社会的事実として私たちに對して明らかとなるのです。

より高次な社会的事実であつて、経済的、政治的、道德的、法的事実に分類しようと試みられたものからも、事例、そして同様の証明を引き出すことができるかもしれません。しかし、私は、これらの区別の詳細に立ち入

るつもりはありません。ただ、法的な事実について一言申し上げましょう。

V・法的事実

法的な事実とは、ある特定の時期におけるある特定の社会において、多数の個人の意識の中に、ある個別の行為が行われれば組織された社会的反作用を引き起こすに違いないという考えが浸透したときに、現れます。この組織化は、多少とも不完全なこともあり得ますが、それは重要ではありません。ある準則の違反が、集団的に抑制されなければならないと考えられたときに、一国の法は、社会的事実として存在するのです。そして、私は、そのことによって、社会的事実と、生物界または物理界の現象との違いを明確にするに至るのです。

後者の現象においては、その現象の背後に自覚的な意思 (*une volonté consciente*) が存在すると主張することは不可能です。そして、その現象は、恒常的で固定的な法則に従って継起するように思われます。したがって、物理学、自然科学は、真の意味での法則を確立することができるよう思われます。すなわち、共存法則 (*lois de coexistence*) と継起法則 (*lois de succession*) です。私は、因果法則 (*lois de cause*) のことを申しているのではなくありません。というのは、因果法則は、すぐ後で申し上げるようあらゆる実証科学が退けなければならない形而上学的概念である因果関係概念 (*conception de causalité*) を、公理として前提とするからです。^⑩ この共存法則と継起法則は、必然的で普遍的なものでしょうか。それとも、偶然的で特殊なものなのでしょう。それは誰にもわかりません。「自然法則の偶然性」についての書物を著したブートルー^⑪ さえも明らかにしておりません。しかしながら、私たちが知っている世界においては、これらの法則は、一般的で必然的な法則として作用しているようです。

社会界においては、事實は、常に個人の意思の自覺的な行為により支えられ、また、同じこれらの行為によって表明されるのですから、觀察者は、共存法則または繼起法則の定式化を試みることはできないし、その必要もないのです。そうではなく、行為規範または行為準則の定式化を試みなければなりません。しばしば、目的法則 (lois de but) が語られ、因果法則に対置されることがありました。しかし、そのことは、因果關係概念と全く同様、形而上学的であるがゆえに実証科学から排除しなければならない目的性概念 (concept de finalité) を取り込むことであります。^⑫

ここで、私たちは、世界が始まって以来哲学者たちが議論してきた、奇妙にも不安をかき立てる問題を前にしていることは確かです。クフ王が巨大なピラミッドを建設した時代、^⑬ エジプトの哲学者はきつと、一九二六年の哲学者と同様に、自由意思の問題を提起し、熱心に議論したことでしょう。人間は自由であつて、その行為に責任を有するのでしょうか。それは科学的に解決できない問題であり、どんなに鋭敏な頭腦の持ち主であっても、決して解決を与えることはできないでしょう。物事は人間が自由であるかのように運んでいる、と述べることで満足しましょう。そして、そのように行動いたしましょう。

VI. 社会科学の方法

残るは、社会科学の方法を確定することにあります。しばしば、社会科学は、物理学または自然科学の方法とは異なる固有の方法を有していると説かれました。私の考えでは、これは大きな誤りです。というのは、科学のあらゆる方法は、人間精神の法則によって決定されるからです。人間精神の法則は、それがどの領域で探求し作業を行おうとも、明らかに同一なのであつて、人間精神の能力を制限し、その行動を規律する法則なのです。

これらの方法の諸準則を詳説する時間はありませんので、これらの準則を述べるだけにいたします。これらの準則は三つであります。^⑭

（一）事実を、没我的に、今日では「客観的に」と言われるような方法で観察すること。そして、遺伝や環境、そして国籍や宗教その他のあらゆる種類の偏見の影響から免れるために常に努力を行うこと。

（二）演繹的推論を、しかし、単に発見の道具としてのみ適用すること。論理的演繹から導かれた結論を、事実に即して確かめること。もし結論が事実と合致しないときは、出発点となった仮説を容赦なく拒絶すること。決して事実を論理に従属させようとしないうこと。遅かれ早かれ事実が報復を行い、そうすればしばしば立ち行かなくなることになる。

（三）最後に、ア・プリオリなあらゆる概念を拒絶し、それらを宗教的信仰または形而上学的な信念の領域においておくこと。私は、感覚による直接的観察から免れる事物、したがって純然たる形而上学的な存在である事物についてのあらゆる考えを概念と呼んでおります。^⑮この種の存在を科学の領域の外に排除したときに初めて真に科学に取り組んでいえると言えるのです。

オーギュスト・コントによつて説かれた有名な三段階の理論を少しだけ想起してもよいでしょう。この理論は、多くの中傷者や、多かれ少なかれ宗教の側からの冷やかしにあったのですが、人間の発展に関する一般的な考えをよく表しております。人間は、まず、あらゆる自然現象を、その現象の背後に神性をおくことにより説明しようとしていました。これは神政の時代でした。^⑯それより後には、人間は、見るという現象の背後に、形而上学的な存在をおきました。これは形而上学の時代でした。たとえば、生命の諸現象の背後に生命原理をおき、病理現象の背後に病的原理、素因をおきました。もっと古くは、燃焼現象の背後に燃素をおきましたし、熱量現象の背後に熱素をおきました。そして最後に、それほど遠い過去ではないのですが、精神現象の背後に、思考する実

体としての靈魂 (âme substance pensante) をおいたのです。この神性または形而上学的存在への信仰は、個人の良心の領域に属するものです。私は、これらの信仰を深く尊重いたしますし、羨んでいるとさえ申し上げることができません。しかし、私は、これらの信仰は科学の領域からは容赦なく追放されなければならないと断言いたします。

VII・社会的理念

さて、重大な異議が皆さんの思考に浮かんできていることでしょう。すなわち、社会界からア・プリオリな概念、理念的準則 (règle idéale) の概念、それ自体善なるもの (bien en soi) の概念を排除してしまったら、私たちは、理念的なものをすべて排除し、そして社会的諸価値のあらゆる階層化を不可能にしてしまうことになる。それは私たちの努力は何のためなのか、と。

全くちがいます。私は、理念的なものを定義し、それを実現するための行為準則を定式化することに関して実証社会科学は決して無力ではないと考える者です。しかし、この理念的なものは地上にあります。この理念は人間的、完全にそしてもっぱら人間的なのであります。この理念は、人間社会全体を構成する諸要素の知識によって決定されるものです。この諸要素は、一語に要約されたのですが、この言葉は、陳腐化してしまうという悲しい運命を持っていました。それほど政治家はこの言葉を濫用したのです。^⑰しかし、その言葉は、社会的現実をよく表しています。それは、社会連帯 (solidarité sociale) という言葉です。^⑱人間は個人的であると同時に社会的でもあります。個人は社会においてのみ生きることができ、社会は個人によってのみ生きることができるといふ根本的真理を、その語だけが表しております。そうであるならば、人間は、社会連帯が何であるのかをよく理解すれば

するほど、そして、社会連帯を実現するために精力的に働けば働くほど、理念的なものに近づくことになるでしょう。

このことこそまさに法学部の本質的な使命であります。すなわち、社会全体の構成要素を探索し、示すこと。社会連帯を実現するために個人、団体、そして国家に課される準則を定式化すること。そして、継続的な努力によって人間の理念に近づくこと。

皆さん、このような仕事こそ私が皆さんに勧めたいことなのです。それ以上に高貴なことはありません。それは皆さん方ご自身にふさわしいのです。それは、皆さんの国王陛下にふさわしいのです。そして、皆さんの偉大な国にふさわしいのです。

（一九二六年一月七日）

（訳注）

- ① ファード一世については序文の訳注を参照されたい。
- ② 「パンセ」（二六七〇年）断章三四七 本文引用部分の前には「人間は一茎の葦にすぎない。自然の中で最も弱いものである。だが、それは考える葦である」という部分があり、引用部分の後の「だから、我々の尊厳のすべては、考えることの中にある」という部分に続く。
- ③ 一八九二年に設立された共和主義的価値を擁護するための団体（当初は道徳行動同盟（Union pour l'Action Morale）という名称だった）で、文化、学術、経済、政治といった分野の代表的な人物が参加していた。フランス第三共和制において真理同盟に代表される知識人の団体が果たした役割については、François Beliecke, *Französische Intellektuelle und die Dritte Republik*, Campus Verlag, 2003 が詳細である。
- ④ 文学部が予科的な位置づけであることについては、序文を参照されたい。
- ⑤ この講演は一九一一年の八月から九月にかけて行われ、その記録が、*Transformations du droit privé* である。

⑥ この対立は、今日、通常、社会名目論と社会实在論の対立と呼ばれる。これは、社会の規定をめぐる二つの考え方であって、社会名目論においては、社会は個々人の単なる寄せ集めであって名目的なものに過ぎず、個人のみが實在するとされるのに対し、社会实在論では社会が諸個人からなるにせよ、社会は諸個人からは自立し諸個人には還元されない独自の性質を持つ一つの实在物であるとされ、社会学の存立を前提とする限り、何らかの意味でこの立場を前提としなければならない。一九世紀後半のフランスにおいては、社会名目論の立場に立つタルド (G. Tarde, 1843-1904) と、社会实在論に拠るデュルケーム (E. Durkheim, 1858-1917) の対立が有名である。本文の叙述では、社会名目論と、社会有機体説的な社会实在論を対立させた上で、(社会有機体説でない) 社会实在論が採用されているといえる。

⑦ コントの「諸科学の対統」の頂点を占め、他の諸科学に依拠しながらもこれらを調整・統合する実証的な観察科学。この科学は、生物学とともに、無機体物理学 (天文学、物理学、化学) と区別されたところの有機体物理学に属するが、個体としての有機体を扱う生物学と異なつて種としての有機体を扱う。コントは、後にこの呼称を改め、社会学 (sociologie) という新語を採用した。

⑧ アルベルト・シェフレ (A. E. F. Schäffle, 1831-1903) オーストリアの社会学者・経済学者。スペンサーの影響から社会有機体説をとり、ドイツ観念論にも近づいて社会進化論的な発展段階説をとった。本文に示された著作は、『*Bau und Leben des sozialen Körpers*, 2. Aufl., 1896』である。

⑨ ハーバート・スペンサー (H. Spencer, 1820-1903) 一九世紀イギリスの哲学者、社会学者。本文中にも言及があるように、主著として『*A System of Synthetic Philosophy*, 10 vol., 1862-96』がある。スペンサーの有機体的な社会観が初期デュギーに大きな影響を与えたが、その後、本文に述べられている通り、デュギーがそれを否定するに至った点については、たとえば、高橋和之『現代憲法理論の源流』(有斐閣、一九八六年) 一八九頁以下を参照されたい。

⑩ コントによって体系化された実証主義においては、経験に対して与えられる事実の背後に超経験的な実体を想定したり、経験に由来しない概念を用いて思考したりすることを形而上学的であるとして避け、事実のみに基づいて論証を推し進めようとすることが主張されたが、こうした立場においては、実体間の力の授受の関係を予想する原因・結果の概念は否定され、ただ一つ経験に与えられる基本的事実である「感覚要素」相互間の法則的連関の記述だけが科学的認識の目的として措定されることになる。因果性については、すぐれて科学哲学及び認識論的な問題が存し、各種の解答が試みられているが、ライプニッツ (G. W. F. von Leibniz, 1646-1716)・カント (E. Kant, 1724-1804) 以降有力化した考え方によれば、因果性は経験的なカテゴリーとしてではなく、ア・プリオリなカテゴリーとして捉えられる。これによれば、因果性は現象の中にはなく、認識者側の説明図式の中にあることになる。本文はこうした立場を前提としているようにも思われる。

- ⑪ エミール・ブートルー (E. E. M. Boutoux, 1845-1921) フランスの哲学者で、エコール・ノルマルやソルボンヌの教授を歴任。彼は、科学の主張する自然の因果的必然性を超えて、質的観点から自然の運動のうちに目的を見るときに、自然的存在から人間にいたる諸段階（現象の機械論的、物理化学的、生物学的、心理学的諸段階）に、漸増する偶然性（自由）と進歩を跡づけることで、唯心論的存在論の哲学を説いたとされる。本文にある著書は、『*De la contingence des lois de la nature*, 1874（野田又夫（訳）『自然法則の偶然性』（創元社、一九四五年））である。
- ⑫ ただし、本文の次の段落で述べられているように、デュギーは結論的には事実上意思の自由を認めるため、因果法則ではなく目的的法則が社会法則となるとする（*Traité*, 3^e éd., t.1, pp. 67-68）。
- ⑬ 第四王朝時代の紀元前五六〇年とされる。
- ⑭ コントによる実証主義の体系化がなされ、J. S. ミル (J. S. Mill, 1806-1873) によってそれが高く評価されるに及び、「実証的すなわち科学的」との観念が世界的に普及したとされる。本文でも、デュギーは科学的であることと実証的であることとを同義のものとしている。
- ⑮ デュギーは、ア・プリオリないし純粋な概念とア・ポステリオリないし経験的な概念とを区別した上で、科学的方法から排除すべきなのは前者のみであり、観察によって直接に確認できる事実の抽象化・一般化である後者については認められるとする（*Traité*, 3^e éd., t.1, pp. 71-72）。したがって、本文で言及しているのは前者である。
- ⑯ オーギュスト・コント (J. A. M. F. X. Comte, 1798-1857) フランスの哲学者・数学者で、社会学の創始者。人間精神の発展に関する三段階説は、『*Plan des travaux scientifiques nécessaires pour organiser la société*, 1822（邦訳として霧生和夫（訳）『社会再組織に必要な科学的作業のプラン』清水幾太郎（責任編集）『世界の名著 コント・スペンサー』（中央公論社、一九七〇年）所収など）で初めて展開された。
- ⑰ 連帯主義は、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてのフランスにおいて、集産主義的な性格の濃い社会主義や、自由主義に対抗して主張された。特に、一九〇一年に結成され、その後第三共和制を通じて有力であり続けた急進党の中心的理念となった。主唱者レオン・ブルジョア (L. Bourgeois, 1851-1925) による連帯主義の説明は大要次のようなものである。すなわち、人間は生まれながらにして社会に負債を負っており、この負債を考慮に入れた上で適及的に公正を実現すべく利益とリスクの分配に関して「擬似契約（準契約）」が行われなければならない、とされる。ブルジョアによる教育の拡大、累進所得課税、協同組合促進、社会衛生、国際協調などの政策は、こうした理念に導かれている。
- ⑱ デュギーにとって、社会連帯の事実を観察によって確認しうる事実であることは、『*Traité*, 3^e éd., t.1, p. 86 などで強調されている。